

## 更正請求書

記入例

第十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第六条の五関係）

受付印 令和○年○月△日 里庄町長 殿	※ 処 理 事 項	発信年月日				
		通信日付印	確認			
所在地及び電話番号	浅口郡里庄町大字里見1107番地2 (電話 0865-64-3111)					
(ふりがな) 法人名及び法人番号	さとしょうじぎょうしょ 株式会社 里庄事業所		(法人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
(ふりがな) 代表者氏名	さとしょう たろう 里庄 太郎					
地方税法 第20条9の3第1項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度	令和○年1月1日から 令和○年12月31日まで					
摘要	更正の請求前		更正の請求後			
課税標準額等	14,783,000 円		14,710,000 円			
税額等	2,173,100		2,162,300			
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合	法定納期限		令和○年2月28日			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日		年 月 日			
	第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日			
	第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日			
法第321条の8の2の 更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		年 月 日			
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項	計算誤りによって、売上金額を過大に計上し、法人税の更正を受けたため。					
還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	里庄 銀行 (普通)・当座)		里見 本店 支店 口座番号 1111111			
関与税理士署名	里庄 二郎		(電話 0865-64-3113)			

※ 請求の根拠となる資料(法人税の更正通知書の写し等)を添付してください。

## 第10号の4様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、市町村民税の法人税割の更正を請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和4年12月31日以降に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。
- 6 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。